【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百十一条　削除

（改正前）

第百十一条　有価証券の発行者が、前条の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した登録申請書を当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的及び名称

二　資本又は出資に関する事項

三　事業

四　当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の銘柄、額面無額面の別、発行数及び券面額がある場合には券面額

五　当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の登録申請日前三箇年以内における募集又は売出の条件

六　役員、主要株主及び当該有価証券の引受人が所有する当該有価証券の数

七　当該有価証券の分布状況

八　役員その他の者（使用人を除く。）に対し申請日前一箇年間において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

②　前項第七号に掲げる事項は、大蔵省令で定めるところにより、これを記載しなければならない。

③　第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一　定款

二　最近三事業年度末の貸借対照表

三　最近三事業年度の損益計算書

四　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める書類

④　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する登録申請書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、第五条第四項第一号に掲げる事項、当該受益証券に係る信託財産の運用状況に関する事項及び第一項第七号に掲げる事項とし、これに添附すべき書類は、前項の規定にかかわらず、投資信託約款及び大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるその他の書類とする。

⑤　大蔵大臣は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを大蔵省令で定めることができる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

②　前項第七号に掲げる事項は、大蔵省令で定めるところにより、これを記載しなければならない。

③　第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一　定款

二　最近三事業年度末の貸借対照表

三　最近三事業年度の損益計算書

四　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める書類

④　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する登録申請書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、第五条第四項第一号に掲げる事項、当該受益証券に係る信託財産の運用状況に関する事項及び第一項第七号に掲げる事項とし、これに添附すべき書類は、前項の規定にかかわらず、投資信託約款及び大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるその他の書類とする。

⑤　大蔵大臣は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを大蔵省令で定めることができる。

（改正前）

②　前項第七号に掲げる事項は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを記載しなければならない。

③　第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一　定款

二　最近三事業年度末の貸借対照表

三　最近三事業年度の損益計算書

四　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

④　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する登録申請書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、第五条第四項第一号に掲げる事項、当該受益証券に係る信託財産の運用状況に関する事項及び第一項第七号に掲げる事項とし、これに添附すべき書類は、前項の規定にかかわらず、投資信託約款及び証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるその他の書類とする。

⑤　証券取引委員会は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを証券取引委員会規則で定めることができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】

（改正後）

第百十一条　有価証券の発行者が、前条の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した登録申請書を当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的及び名称

二　資本又は出資に関する事項

三　事業

四　当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の銘柄、額面無額面の別、発行数及び券面額がある場合には券面額

五　当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の登録申請日前三箇年以内における募集又は売出の条件

六　役員、主要株主及び当該有価証券の引受人が所有する当該有価証券の数

七　当該有価証券の分布状況

八　役員その他の者（使用人を除く。）に対し申請日前一箇年間において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

（改正前）

第百十一条　有価証券の発行者が、前条の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した登録申請書を当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的及び名称

二　資本又は出資に関する事項

三　事業

四　当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の銘柄、券面額及び発行数

五　当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の登録申請日前三箇年以内における募集又は売出の条件

六　役員、主要株主及び当該有価証券の引受人が所有する当該有価証券の数

七　当該有価証券の分布状況

八　役員その他の者（使用人を除く。）に対し申請日前一箇年間において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

【昭和26年6月4日 法律第198号】

（改正後）

④　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する登録申請書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、第五条第四項第一号に掲げる事項、当該受益証券に係る信託財産の運用状況に関する事項及び第一項第七号に掲げる事項とし、これに添附すべき書類は、前項の規定にかかわらず、投資信託約款及び証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるその他の書類とする。

⑤　証券取引委員会は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを証券取引委員会規則で定めることができる。

（改正前）

（④　新設）

④　証券取引委員会は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを証券取引委員会規則で定めることができる。

【昭和25年8月4日 法律第236号】

（改正後）

③　第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一　定款

二　最近三事業年度末の貸借対照表

三　最近三事業年度の損益計算書

四　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

（改正前）

③　第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一　定款

二　最近三事業年度末の貸借対照表

三　最近三事業年度の損益計算書

（四　新設）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百十一条　有価証券の発行者が、前条の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した登録申請書を当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的及び名称

二　資本又は出資に関する事項

三　事業

四　当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の銘柄、券面額及び発行数

五　当該有価証券及びその者の発行するその他の有価証券の登録申請日前三箇年以内における募集又は売出の条件

六　役員、主要株主及び当該有価証券の引受人が所有する当該有価証券の数

七　当該有価証券の分布状況

八　役員その他の者（使用人を除く。）に対し申請日前一箇年間において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

②　前項第七号に掲げる事項は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを記載しなければならない。

③　第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一　定款

二　最近三事業年度末の貸借対照表

三　最近三事業年度の損益計算書

④　証券取引委員会は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを証券取引委員会規則で定めることができる。